平成２２年（フ）第２４８号
長野県松本市野溝木工１丁目６番58号　コーポ窪田Ａ－３
債務者　赤羽　勝代
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０８号
長野県諏訪市大字上諏訪13330番地31　市営住宅48年度８号
債務者　吉澤　一雄
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５９号
岐阜県高山市朝日町黒川704番地
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２５０７号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号
債務者　徳田　　隆
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４７号
奈良県天理市杉本町300番地１
債務者　岡田　真希
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
鳥取県米子市西福原３丁目３番20号
債務者　鈴木　勝昭
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１４４号
鳥取県米子市祇園町１丁目54番地
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３７号
大分県杵築市大字大内4586番地８
債務者　宮内　　直
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
大分県国東市武蔵町古市シノ原173ラフレシールＢ101
債務者　宮﨑　良寛
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
鹿児島県奄美市名瀬金久町12番１号久留ビル302号
債務者　徳永　律子（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第７７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大湊11番地16
債務者　泰　　信子（旧姓徳）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２２６号
福島県郡山市安積町荒井字下北井前36番地の３
債務者　渡邉　良江
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
福島県郡山市横塚５丁目16番９号　吉田ハウスＥ棟
債務者　小林　　明
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
富山市新根塚町２丁目６番地８
債務者　安藤　純代
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３４号
神戸市西区伊川谷町有瀬797番地の１　グレイスコート402号、旧住所横浜市中区根岸旭台64番地
債務者　佐藤　　啓
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目25番１号　グリーンベルⅡＣ棟101号、旧住所兵庫県加古郡稲美町六分一1209番地の122
債務者　福田　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
神戸市西区南別府２丁目12番地の３
債務者　秋田　勇樹
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係